

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	林地区 (林町、殿町、川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地域のため傾斜地が多く、獣害の被害が問題となっている。地区内の集落営農組織が法人化し、農地の集積、集約化を進め生産性の向上に努めている。また、過去に圃場整備が進められてこなかったことから細かい農地が多く、畔の草刈り、給水、排水等において不便な場所が多く存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている水稻及び麦を中心に生産を続け、中心経営体が中心となり地域と一体となって集落内の農地を維持管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地区内の農地利用は、中心経営体である営農組合法人及び認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて他の中心経営体への貸し付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の幹旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 集落営農法人で実施できる作業はまとめて行い合理化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害防止対策の取組方針
令和元年度より「林獣害対策協議会」を立ち上げ、電柵の設置や点検、獣害の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会の活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。
- ③ スマート農業の取組方針
集落営農法人でハウス施設に自動灌水装置を整備し作業の自動化を進めている。今後もスマート農業の導入により人材不足の状況下でも効率的に業務ができるよう取り組んでいく。
- ⑦ 災害対策への取組方針
風水害の被害防止のため、水路の補修、農道の整備などに取り組む。
- ⑧ 農業用施設の取組方針
集落営農法人で乾燥施設の整備を進め、地区内の農家が低コストで利用できる環境を整備していく。また育苗ハウスの増設にも取り組む。